## 令和2年12月14日

# 産業建設常任委員会会議録

塩竈 市議 会事務局

## 塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

## 令和2年12月14日(月曜日)午前10時07分開会

## 出席委員(5名)

山本 進委員長

阿 部 眞 喜 副委員長

浅野敏江委員 香取嗣雄委員

伊勢由典委員 志賀勝利委員

#### 出席議長団(2名)

伊藤博章議 長

曽我ミヨ副議長

## 欠席委員(1名)

阿 部 眞 喜 副委員長

## 説明のために出席した職員

市	長	佐	藤	光	樹	副		市		長	佐	藤	洋	生
産業環境部	長	佐	藤	俊	幸			長兼 策 i			荒	井	敏	明
水 道 部	長	大	友	伸	_			境 境	7 次 課	長 長	木	村	雅	之
建 設 部 次兼定住促進課	長 !長	鈴	木	康	則				次課	長 長	小	林	正	人
産業環境水産振興課	部長	鈴	木	陸 奥	男			環 <sup>甚</sup> 湾	境 課	部 長	高	橋	数	馬
産業環境 親光交流課	部長	伊	藤	英	史	建 都 ī	<b>韦</b>	設 十 画	課	部 長	鈴	木	良	夫
建 設 復 興 推 進 課	部長	鈴	木	英	仁	建 下	水	設 道	課	部 長	星		和	彦

## 事務局出席職員氏名

事務局長 武 田 光 由 議事調査係長 石 垣 聡 議事調査係主査 平 山 竜 太 議事調査係主査 工 藤 貴 裕

#### 会議に付した事件

議案第73号 塩竈市地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関 する条例の一部を改正する条例

議案第74号 令和2年度塩竈市一般会計補正予算

議案第77号 令和2年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算

議案第78号 令和2年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算

議題第79号 令和2年度塩竈市下水道事業会計補正予算

午前10時07分 開会

○山本委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会します。

本日の会議に欠席の届けがありましたのは、阿部眞喜委員、そして遅参の申出がありました のが香取委員、志賀委員の2名であります。

会議規則上、定数を満たしておりますので、ただいまから会議を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、発言の際はマスク を外していただく必要がございません。よろしくお願いいたします。

それでは、まず市長より挨拶をお願いします。

佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

本日、産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、議案第73号「塩竈市地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」など合計 5 か件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明をさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようにお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

本日の審査の議題は、議案第73号「塩竈市地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定 資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」、議案第74号「令和2年度塩竈市一 般会計補正予算」、議案第77号「令和2年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計 補正予算」、議案第78号「令和2年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予 算」、そして議案第79号「令和2年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」の以上5件であ ります。

これより、議事に入ります。

議案第73号及び第74号、第77号、第78号ないし第79号を議題といたします。

それでは、当局よりご説明お願いいたします。高橋商工港湾課長。

○高橋商工港湾課長 それでは、商工港湾課から議案第73号「塩竈市地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

資料No.1の4ページ、また資料No.5の市議会定例会議案資料の7ページが該当になりますが、 資料No.5の7ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

本条例にございます地域経済牽引事の促進による事業成長発展の基盤強化に関する法律は、 地域未来投資促進法と呼ばれているものでございまして、法律に基づく事業計画の承認を受けた事業者が、定額以上の新たに取得した建築物、構築物、土地について本条例による固定 資産税の課税免除を受けられるものとなっております。今回の改正につきましては、本条例 において引用されている法律が改正され、令和2年10月に施行されました。新旧対照表の下 線部にあるとおり、引用条項である第25条が第26条に繰下げとなったことにより、条例改正 を行うものでございます。なお、この改正によりまして条例の内容自体に変更が生じるもの ではございません。

議案第73号についての説明は、以上でございます。

- ○山本委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木水産振興課長 それでは、水産振興課より議案第74号令和2年度塩竈市一般会計補正予算のうち、水産振興課所管分についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.3補正予算説明書、資料No.5議案資料をご準備願います。

初めに、資料No.3、9、10ページをお開き願います。説明の都合上、歳出予算からご説明いたします。

2款1項7目企画費のうち、地域おこし協力隊活用事業費につきましては、今年度総勢5名の隊員の雇用を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、募集イベント自体が相次いで中止されたこと、昨年度から雇用した1名が、今年3月に自己都合で退職したことにより、結果として3名の雇用実績となっております。

今後の対応といたしまして、隊員への技術指導をいただく漁協及び講師の方々へ相談したところ、ノリ養殖の繁忙期に入ることから、新たな隊員の受入れは困難であるということから、今年度の追加募集を中止することになりましたので、記載の1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、7節報償費、8節旅費、13節使用料及び賃借料、18節負担金補助及び交付金において、計844万2,000円を減額するものでございます。

この歳出予算に充当される財源につきましては、同じ資料3ページ、4ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税震災復興特別交付税において、歳出と同額の844万2,000円減額とな

ります。

以上が、地域おこし協力隊活用事業に係る補正予算の内容となります。

続きまして、漁船乗組員救命救急推進事業についてご説明いたします。

資料番号5、29ページをお開き願います。

概要についてですが、宮城県の市町村振興総合補助金を活用し、本市船籍の漁船がAEDを整備、更新する費用の一部を補助し、乗組員の救急救命体制の整備を行おうとするものです。整備台数は4台になります。事業費及び財源内訳ですが、補助事業者が実施するAED整備に係る事業費100万円のうち、県と市が4分の1に当たる25万円ずつ補助するものです。今後の予定ですが、本定例会においてお認めいただければ、速やかに宮城県に申請の手続を行い、年度内の整備を予定しております。

恐れ入りますが、資料No.3、17ページ、18ページをお開き願います。

歳出予算6款2項2目水産業振興費18節で、漁船乗組員救急救命推進事業補助金として50万円増額補正するものでございます。この歳出予算に充当される財源につきましては、同じ資料の3、4ページをお開き願います。

歳入予算16款2項1目総務費県補助金の市町村振興総合補助金として25万円計上しております。

以上が、漁船乗組員救急救命推進事業に係る補正予算の内容になります。

続きまして、「みやぎの台所・しおがま」推進事業についてご説明いたします。

恐れ入ります。同じ資料の17ページ、18ページにお戻り願います。

6款2項2目水産業振興費のうち、「みやぎの台所・しおがま」推進事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、当初予算に計上いたしました地元食材を活用した料理コンテスト、フード見本市、ドット祭りが開催が中止になるとともに、水揚げ拡大策に向けた魚市場のHACCP認定諸費においては、当初、コンサルタント事業者に委託を予定しておりましたが、HACCP登録手続の事前審査機関であります一般社団法人日本食品認定機構などの協力支援により、外注せずに認定諸手続が可能となったことから、記載の7節報償費、10節需用費、11節役務費、12節委託料、18節の水産加工業活性化支援事業補助金、みなと産直イメージアップ事業補助金において、計400万円を減額するものです。

以上が、「みやぎの台所・しおがま」推進事業に係る補正予算の内容となります。 続きまして、浅海漁業振興費についてご説明いたします。 同じく、17.18ページをご覧願います。

6款2項3目浅海漁業振興費につきましては、離島漁場の再生取組において、国の浜の活力 再生事業交付金を活用するために、必要な集落協定のための合意形成を進める準備といたし まして、本年度浦戸地区の方々と先進地視察研修を予定しておりましたが、新型コロナウイ ルス感染症の影響により、事業が中止となりましたので、8節旅費、10節需用費において、 計54万1,000円を減額するものでございます。

以上が、浅海漁業振興費に係る補正予算の内容となります。

そして最後に、野々島漁港海岸保全施設整備事業費及び漁港施設災害復旧費について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.5、30ページ、31ページをお開き願います。

野々島漁港施設内用地分筆、登記委託についてですが、野々島漁港の復旧復興事業では、漁港保全の観点から新設する防潮堤については、宮城県が定めます指針に基づき、現在の海岸線に沿った位置に変更し、工事を行っております。新たな防潮堤の建設予定地は、国庫補助事業として整備した道路用地の一部に当たるため、補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、用途や面積の整備が必要になるため、関係する漁港用地の測量分筆及び登記を行うものです。

事業内容についてですが、新防潮堤用地約2,330平米に係る測量、分筆、登記業務委託一式になります。事業期間は、今年度末までを予定しております。事業費及び財源内訳についてですが、事業費151万9,000円のうち、野々島漁港海岸保全施設整備事業費38万1,000円には、農山漁村地域整備交付金20万9,000円、一般財源17万2,000円が充てられ、右のページの位置図にございます緑実線の箇所になります。漁港施設災害復旧費113万8,000円は、全てが一般財源となり、右のページ位置図の赤実線の箇所となります。

なお、これらの一般財源分につきましては、震災復興特別交付税が交付されることから、市 としての実質的な持ち出しは生じないことになります。

今後の予定ですが、本定例会でお認めいただきますれば、契約手続を行い、年度内の事業完 了を予定しております。

恐れ入りますが、資料番号3、17ページ、18ページ、お開き願います。

歳出予算6款2項6目漁港建設費12節委託料38万1,000円は、野々島漁港海岸保全施設整備事業分となります。

次に、同じく資料25ページ、26ページをお開き願います。

11款1項1目漁港施設災害復旧費12節委託料113万8,000円は、漁港施設災害復旧分となります。

なお、この歳出予算に充当される財源につきましては、同じ資料3ページ、4ページをお開き願います。

歳入予算11款1項1目地方交付税震災復興特別交付税で131万円、15款2項4目農林水産業 費国庫補助金の農山漁村地域整備交付金として20万9,000円を計上しております。

以上が、野々島漁港海岸保全施設整備事業費及び漁港施設災害復旧に係る補正予算の内容となります。

一般会計補正予算に係る水産振興課所管説明につきましては、以上となります。よろしくお 願いいたします。

- ○山本委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木都市計画課長 続きまして、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、 都市計画課所管分について説明させていただきます。

説明の都合上、まず歳入からご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料番号3の5ページ、6ページをお開き願います。

下から2段目、21款諸収入4項6目雑入の中に、海岸通市街地再開発事業支援補助金返還金として57万8,000円、海岸通市街地再開発事業補助金返還金として231万2,000円を、それぞれ計上しております。これらは、海岸通地区市街地再開発事業におきます実績報告額の精査の結果、市に返還されました補助金を5分の1の支援補助金、5分の4の事業補助金として、それぞれ受け入れるものでございます。

係る歳出予算でございますが、同じ資料11ページ、12ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項総務管理費の上から 3 段目、20目ふるさとしおがま復興基金費の24節積立金として、5分の1支援補助金に係ります57万3,000円、5分の4事業補助金の24節積立金によりまして、残る5分の4補助金の分を充当いたしまして、これら補助金を復興交付金基金へと積み戻す内容となってございます。

次に、恐れ入りますが、5ページ、6ページにお戻り願います

上のほうにありますが、19款繰入金2項特別会計繰入金1目北浜地区復興土地区画整理事業 特別会計繰入金として600万1,000円、その下、2目藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計 繰入金の22万4,000円につきましては、令和元年度決算の確定に伴う精算のため、2つの特別会計におきます実質収支額を、一般会計で受け入れるものでございます。後ほど、議案第77号及び第78号の説明の中で、ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

都市計画課からの一般会計に係ります説明は以上でございます。

- ○山本委員長 鈴木復興推進課長。
- ○鈴木復興推進課長 続きまして、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、 復興推進課所管分につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料番号3、補正予算説明書の11、12ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項総務管理費21目東日本大震災復興交付金基金の24節積立金として、1 億 2,330万1,000円を計上しております。こちらは、令和元年度決算の確定に伴い、金額が確定 いたしました各事業におきます不用額を、復興交付金基金へ積み戻すものでございます。

復興推進課からの説明は以上でございます。

- ○山本委員長 木村環境課長。
- ○木村環境課長 それでは、環境課から、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」に ついてご説明いたします。

議案資料No.2、No.3、No.5をご用意願います。

まず初めに、資料№5の26ページをお開き願います。

清掃工場誘引送風機インバーターコンバーターの更新についてであります。

1の概要でありますが、清掃工場に設置されております誘引送風機は、焼却炉内で発生した 排ガスを、煙突を通して場外へ排出するための大型ファンとモーターから成る機器になりま す。その誘引送風機に付随して設置しておりますインバーターコンバーターは、電気の交流 を直流に、また直流を交流に変換する機器でありますが、一方では強弱のある電圧を安定さ せる働きがあり、省電力化を図ることができる機器でもあります。これによりまして、誘引 送風機のモーターの回転速度を、適正に効率的に制御することができ、安定的な稼働をさせ る働きをしている機器であります。

参考として、資料右側に、箇所図として清掃工場のフローシートを掲載しておりますが、赤枠で示しているところが、誘引送風機となります。これに付随する形で設置されているのが、図の上にありますインバーターコンバーターになります。今回、長年の使用によりインバーターコンバーターが停止したことにより、現在はインバーターコンバーターを通していない

ため、誘引送風機が安定的な稼働ができない状況にあり、常にモーターの回転を最大速度で回し続けている状況にあります。この状況が長く続きますと、誘引送風機自体に過度な負担がかかり、故障が発生し、清掃工場の稼働停止となるおそれがありますことから、更新を行おうとするものでございます。

2の更新内容でございますが、現在のインバーターコンバーターは、平成17年度に設置した もので、既に15年が経過し、機器の各部品は製造中止となっておりますことから、一体的に 更新しようとするものでございます。

3の財源及び財源内訳でありますが、事業費として1,160万5,000円を計上しております。その財源内訳ですが、清掃工場改良事業債として事業費の75%が適用になり870万円、残り290万5,000円が一般財源となります。

今後の予定でありますが、補正予算をお認めいただければ12月中には契約の手続を開始し、 3月末までには完了させたいと考えています。

続きまして、補正予算についてご説明いたします。

資料No.3、補正予算説明書の15、16ページをお開き願います。

まず、歳出予算からご説明いたします。第4款第2項第3目の清掃施設費として1,160万5,000円を計上しておりますが、14節の工事請負費に施設設備工事費として1,160万5,000円を計上しております。

続きまして、歳入予算をご説明いたします。

同じ資料の5ページ、6ページをお開き願います。

一番下の第22款市債であります。

第22款第2項第2目衛生債第1節に、清掃工場改良事業費に係る清掃債として870万円を計上しております。

続きまして、資料No.2、補正予算資料4ページをお開き願います。

4ページの下の段の第3表、地方債補正の変更についてであります。第3表の1行目にあります一般廃棄物処理事業を、補正前限度額6,910万円に、ただいまご説明しました市債870万円を増額し、補正後限度額を7,780万円にするものでございます。

以上が、清掃工場誘引送風機インバーターコンバーターの更新に係る補正予算になります。 続きまして、債務負担行為の追加補正についてご説明します。

ただいまご説明しました第3表地方債補正、今の資料No.2の4ページ、上の段になります第

2表債務負担行為補正であります。令和3年度の一般廃棄物処理に関わる契約を、令和2年度内から始めるため、債務負担行為を設定するものです。なお、一定の競争性を取り入れるため、今回12月補正予算にて計上させていただいたものであります。

債務負担行為の追加補正を行うのは、清掃工場施設運転管理産廃運搬等業務として8,000万円、重金属固定材購入として900万円、以上2件の契約を進めるため、債務負担行為限度額を設定しようとするものです。いずれも、令和3年度の単年度契約を予定しております。

以上が、環境課に関わる補正予算の内容となります。よろしくお願いいたします。

- ○山本委員長 高橋商工港湾課長。
- ○高橋商工港湾課長 続きまして、商工港湾課が所管する一般会計補正予算についてご説明いた します。

まず初めに、歳出予算からご説明いたします。

資料No.3、補正予算説明書の19ページ、20ページをお開きください。

7款1項1目商工総務費としまして全国醤油サミットを400万円減額補正するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、去年11月に本市で開催予定でありました全国醤油サミットを中止にしたことに伴うものであります。

次に、7款1項2目商工振興費としまして、事業内訳欄にございますしおがま事業継続支援 金支給事業を1億945万4,000円の減額、また新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給 事業を1億557万円減額するものでございます。これは、事業完了に伴う決算経理のため、補 正予算を計上したものでございますして、各事業の対象件数が当初見込みを下回ることから、 減額補正予算となったものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料3ページ、4ページをお開きください。

15款 2 項 1 目総務管理費国庫補助金に、右側説明欄にありますとおり、新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金のマイナス3,641万4,000円のうち、マイナス4,445万4,000円 を計上してございます。内訳としまして、しおがま事業継続支援金支給事業分としてマイナ ス745万4,000円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業分としてマイナス3,500 万円でございます。

次に、16款2項9目商工費県補助金に説明欄にありますとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費補助金としてマイナス7,000万円を計上しております。

次に、次の5ページ、6ページをお開きください。

19款1項7目ふるさとしおがま復興基金繰入金マイナス9,705万9,000円のうち、しおがま事業継続支援金支給事業への充当分としてマイナス1億200万円を計上しております。

次に、21款 4 項 6 目雑入に地域活性化センター助成金としてマイナス100万円を計上しております。これは全国醤油サミット補助金の減額に伴うものでございます。

商工港湾課からの説明は以上となります。よろしくお願いします。

- ○山本委員長 伊藤観光交流課長。
- ○伊藤観光交流課長 続きまして、観光交流課が所管する議案第74号一般会計補正予算について、 資料番号3の一般会計補正予算説明書でご説明いたします。

資料番号3の19、20ページをお開きください。

第7款1項5目観光物産費の事業内訳欄にございます塩竈みなと祭協賛会助成事業について、減額補正するものでございます。これは、今年のみなと祭の中止に伴い、補助金の額が決定いたしましたので、決算整理に向けて、18節の負担金補助金及び交付金721万6,000円を減額補正しようとするものです。なお、歳入予算におきましては、当初予算におきまして全て一般財源で措置しておりましたので、歳出と同額が減額調整されております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。

- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、定住促進課に 係る補正予算についてご説明いたします。

資料番号3と5でご説明いたします。

まず、資料番号5の32ページをお開きいただきたいと思います。

空き家実態調査事業の概要についてご説明いたします。まず、1の概要でございます。今年 度実施中の空き家実態調査事業につきましては、当初1,280戸と想定しておりました調査対象 空き家数が、1,640戸に増嵩していることから、調査費の増額見込み分について、今回補正予 算を計上するものでございます。

2の空き家実態調査事業の内容でございます。1の調査方法といたしまして、机上調査やG I S地理情報システム環境整備等の業務を、その1業務といたしまして現地調査等を、その2業務といたしまして設定いたしまして業務性質により分割して業務委託により調査を行っております。

2の業務構成と進捗でございます。6月からその1業務を実施中でございます。想定数の1,280戸、平成30年度土地統計調査の推計値、これを基礎としておりますけれども、それを上回ります空き家候補建物のデータ照合に、時間を要しております。工程を延伸して物件抽出を行っております。今後、現地調査による空き家判定と台帳作成、所有者の特定、GISの環境等整備してまいりたいと思っております。工程表をご参照いただきたいと思います。

3の想定空き家数の経過でございます。当初、1,280戸を想定しておりましたけれども、調査の経過の今の段階で、1,640戸が空き家の候補の建物として抽出されております。抽出の考え方でございます。下のフローをご覧いただきたいと思います。水道使用状況2万6,574戸が、今、水道を使っている状況でございます。このうち、住民基本台帳がありますものが1万8,232世帯、ない世帯が8,342世帯でございます。その住民基本台帳にありますうちの、水道開栓しているのが1万7,899戸ということで、これは人がいるということで、対象から外してございます。住民基本台帳にあって、水道が閉栓しているもの333、住民基本台帳にない8,342が全て対象といたしまして、8,670戸を抽出対象としております。このうちから、共同住宅でありますとか、公営住宅、倉庫、店舗等を除きまして、現在空き家の候補建物といたしまして1,640戸を、今後調査する予定でございます。

3番目の事業費及び財源でございます。事業費596万2,000円でございます。財源内訳としまして、国の社会資本整備総合交付金298万1,000円、一般財源同じく298万1,000円でございます。

4番目の今後の予定でございます。今後、その1業務を継続いたしまして、今回補正予算を お認めいただければその2業務、現地調査のその2業務を直ちに発注いたしまして、現地調 査、空き家判定、空き家数の確定を行っていきたいと考えてございます。

次に、資料No.3の21、22ページをお開き願いたいと思います。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費12節委託料、ここにただいま説明いたしました 596万2,000円といたしまして、空き家実態調査業務委託料を計上しております。

続きまして、3ページ、4ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。第15款国庫支出金2項国庫補助金6目国庫土木費補助金の中に、1節住 宅費補助金といたしまして298万1,000円、社会資本整備総合交付金を計上しております。

以上が、定住促進課に係る補正予算でございます。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 星下水道課長。

○星下水道課長 続きまして、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、下水 道課関連分についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、同じく資料番号3の補正予算説明書5ページ、6ページをお開きいただき たいと存じます。

第19款繰入金第2項特別会計繰入金3目下水道事業会計繰入金といたしまして2,513万1,000 円を計上させていただくものでございます。これは下水道会計からの繰入金でございます。 詳細につきましては、後ほど議案第79号令和2年度塩竈市下水道事業会計補正予算にてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

下水道課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○山本委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木都市計画課長 続きまして、議案第77号「令和2年度北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」並びに議案第78号「令和2年度藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」につきましてご説明いたします。

資料でございますが、まず北浜地区から説明いたしますので、資料番号3、51ページ、52ページをお開き願います。

2 款諸支出金1項操出金1目他会計操出金として600万1,000円を計上しております。こちらは、令和元年度決算の確定に伴い、金額が確定いたしました実質収支額を精算するため、一般会計へと繰り出しするものでございます。

続きまして、同じ資料の57ページ、58ページをお開き願います。

続きまして、藤倉地区となりますが、こちらも2款1項1目他会計操出金として22万4,000 円を計上しておりまして、北浜地区と同様、決算確定に伴います実質収支額精算のため、一般会計へ繰り出しをするものであります。

都市計画課から説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○山本委員長 星下水道課長。
- ○星下水道課長 下水道課から議案第79号「令和2年度塩竈市下水道事業会計補正予算」につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料番号4の令和2年度塩竈市下水道事業会計補正予算書をご準備いただ きたいと存じます。

恐れ入りますが、1ページをご覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算でございますが、本年度下水道事業会計開始貸借対照表の確定に伴う補正で ございます。初めに、収益的収入及び支出でございますが、下水道事業の地方公営企業法適 用移行作業が完了し、開始貸借対照表が確定したため、営業外収益、営業費用の補正予算を 計上するものでございます。

補正内容につきましては、恐れ入りますが、3ページをご覧いただきたいと存じます。

初めに、収益的収入でございます。第1款下水道事業収益第2項営業外収益、長期前受金戻入といたしまして、3億4,812万7,000円を増額計上し、これにより第1款下水道事業収益の総額は、46億1,910万4,000円になるものでございます。長期前受金戻入でございますが、建物や下水道管などの構築物を取得したときに、その財源に国庫補助金及び一般会計繰入金を充当した場合、その国庫補助金などを単年度の収益として一括計上するのではなく、資産の耐用年数に応じまして、各会計年度の収益として、分割して配分する経理上の手続となります。このため、現金収入はございません。

次に、収益的支出の第1款下水道事業費用第1項営業費用減価償却費といたしまして3億2,819万8,000円を増額計上し、これによりまして、第1款下水道事業費用の総額は42億6,094万3,000円になるものでございます。減価償却費でございますが、建物の構築物など、一般的には、時間の経過によってその資産価値が減少するものでございます。この取得金額を、一定の割合に応じ、各会計年度の費用として配分していく、こちらも経理上の手続でございまして、このため現金の支出はございません。

次に、資本的収入及び支出でございますが、令和元年度事業の確定に伴いまして、不用となった東日本大震災復興交付金等の精算分といたしまして、昨年度に引き続き、一般会計へ繰り出しを行おうとするものでございます。

第1款資本的支出第5項一般会計繰出金といたしまして1,513万1,000円を新たに計上し、これによりまして、第1款資本的支出の総額は37億2,729万7,000円になるものでございます。

内訳といたしましては、復興交付金分といたしまして1,247万8,000円、震災復興特別交付税 分といたしまして265万3,000円となり、合計いたしまして1,513万1,000円となるものでござ います。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

第3条では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、その補塡財源の補正となります。第3条中段を御覧いただきたいと存じます。上から4行目の括弧書きをご覧いただき

たいと存じます。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額14億502万1,000円は、当年度 分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,818万9,000円、引継金1億7,344万5,000円、当 年度分損益勘定留保資金10億3,383万9,000円、当年度利益剰余金処分額1億6,954万8,000円 で補塡するものとするに、改定させていただきました。

次に、第4条特例的収入及び支出でございますが、これは昨年度末、公営企業会計の適用による打切り決算を行った際、地方公営企業法施行令第4条第4項によります令和2年3月31日までに発生した債権または債務に係る未収金1億2,254万3,000円に、さらに未払金が1,706万4,000円に、それぞれ改めさせていただきました。こちらは、開始貸借対照表に見込み額としてお示しさせていただいたものを、変更させていただくものでございます。

次に、第5条利益剰余金の処分でございますが、さきにお示しさせていただきました第3条の補塡として計上いたしました当年度利益剰余金処分額を1億6,954万8,000円に改めさせていただくものでございます。

以上が下水道事業会計補正予算についてでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し 上げます。以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

以上で、議案の説明を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前10時58分 再開

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いします。浅野委員。

○浅野委員 最初に質問させていただきます。

資料No.5の26ページ、まず清掃工場のインバーターコンバーターの更新についてお聞きしたいと思います。

今、説明をお聞きした限りは、送風機がずっと最大で回転しているというお話だったんです。 これは、いつ頃からこういう状況だったのか教えてください。

- ○山本委員長 木村環境課長。
- ○木村環境課長 インバーターコンバーターの故障についてですけれども、10月頃から、10月初

め頃から故障をした状態です。

以上です。

- ○山本委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。最大限ずっと回転しっ放しだと、制御が利かないということなんですけれども、私もよく分かりませんけれども、朝機械スイッチ入れて、終了する時間が、当然そのときはインバーターコンバーターも止まっていると思うんですが、年末年始の期間、清掃工場がお休みのときというのは、どのぐらいの期間なのか。またこれが最大限回っているということは、当然電気料も相当使われているんじゃないかと思います。細かい話ですけれども、その辺のコストなんかはどのようになっているんでしょうか。
- ○山本委員長 木村環境課長。
- ○木村環境課長 まず、誘引送風機になりますが、清掃工場は24時間稼働しておりますので、例 えば5時で終わって誘引送風機を止めてという形ではなくて、ずっと回りっ放しという形に なります。あと、年末年始につきましては、工場も休業といいますか、休みになりますので、 こちらは工場自体全て稼働停止しますので、その時点では誘引送風機も動いていないという 状況になります。

それと、10月からインバーターコンバーターが故障したということで、10月分の電気料の部分で若干高くなっているという状況になります。

以上です。

- ○山本委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 今回更新するにしても、契約が12月で着手して完了するのは年度末ということで、 その間代替も何もなく、ただずっと回りっ放しということなんでしょうか。
- ○山本委員長 木村環境課長。
- ○木村環境課長 そうですね。誘引送風機のインバーターコンバーターについては、発注してから大体3か月くらいかかるということでございますので、その間は今と同じような形で回り続けるという形になるかと思います。

以上です。

- ○山本委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 10月の初めからこういう状況だったと言いましたけれども、たしかこの間に臨時議会がなかったでしょうか。例えば、12月議会までこれを補正予算で待っている必要があった

のか。もう少し前に、3か月かかるんであれば契約をして、早めに更新するということはお 考えではなかったのでしょうか。

- ○山本委員長 木村環境課長。
- ○木村環境課長 臨時議会の時点では、そうですね、臨時議会に諮るとか、そういった部分は考 えておりませんでした。

以上です。

- ○山本委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 分かりました。

次に、29ページの漁船乗組員のAEDなんですが、これは今回4台を更新すると。たしか、前の更新、AEDをつけるということを提案で伺ったと思うんですが、意外とこのAEDの除細動器の更新が短いような気がするんですけれども、前回のとは違うのか、同じものなのか、同じ船内のものなのか。その辺お聞かせください。

○鈴木水産振興課長 お答えします。

まず、今回導入しようといたしますAEDの寿命、耐用年数ですが、メーカーでは8年と言われております。実は、塩竈市におきまして、この補助金を活用した整備というのは、具体的に塩竈地区汽船漁業協同組合さんと宮城県近海底引き網漁業協同組合さんが、これまで4点いただいておりまして、いずれも対象船は船が隻数が15隻ずつということで、現時点で30隻がこの補助対象になる船となっております。今回整備いたします4隻につきましては、全て塩竈地区汽船漁業協同組合さん所属の4隻ということで、過去に整備させていただいたものは、今回整備する船とは別の船が整備させていただいたということになりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

- ○山本委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、32ページの空き家実態調査事業についてお聞きしたいと思います。今のご説明伺いまして、(3)の想定空き家数の経過ということで当初1,280戸、ただこれは統計値で抽出したものだということなんですが、調査の結果1,640戸まで増えているということで、様々な水道の使用状況とか、住民基本台帳とかということで、選別していただき、対象になるのが8,675戸から、またさらに除外をして1,640戸ということは、これはその他の空き家という部

分に入る1,640戸なのかお聞きしたいと思います。

- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 この1,640戸につきましては、今の段階で空き家の候補ということでご理解いただければと思います。これから今のところ、この水道状況と住民基本台帳等から見て、もしかしたら空き家ではないかと、可能性があるというところですので、今後、今回その2の業務委託を今後することによりまして、現地を全て確認しまして空き家か、空き家でないか、建物の状況等も判断させていただいて、不用度のランクづけをしていきたいと考えています。
- ○山本委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 今回の事業費によって、空き家の状況を判定するための業務委託をするということ なんですが、この業務委託という先を、どういったところに考えていらっしゃるんでしょう。
- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 現地を確認して、今の見積徴取委員会に、こういった業務ができる業者さんの選出を、今お願いしている状況でございます。7社、8社からあるということですので、そこに発注の予定で、見積りを取る予定でございます。
- ○山本委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 判定して、今回はそのデータ入力ということで、当然現地を調査した上で、台帳整理といいますか、パソコンでデータを入力するんだと思いますが、その後職員でデータ管理までやるのか。それとも業務委託したところに、データ入力から管理もお願いする考えなのか、そこをお聞きしたいと思います。
- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 今回のその2業務につきましては、現地調査をお願いしまして空き家判定、空き家数の確定までが、その2業務の現地調査からの流れでございます。ただ、やっておりますその1業務の中で、最終的なGISシステムの入力調整までをやりたいと考えておりますので、まず台帳整理するまでが今回の今年度の業務委託の内容でございます。
- ○山本委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。当然、空き家の問題というのは全国的な問題でもあります し、本市においてもかなり喫緊のことで、これまで市民の方々には地域環境の問題とか、 様々な防犯とか、そういったところの市に対する要望、要請が多々あったと思いますが、な

かなかこれまでは、実態調査ももちろんのことですけれども、個人の所有である空き家になかなか行政が、直接携わることができなかったということがありましたけれども、今国においてはそういった空き家対策、様々な物件を残し利活用しようということで、いろんなメニューが出ているように思いますが、そういった情報とかというのは、市でどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 国から空き家の情報、いろいろ、こちらにも来ております。平成27年に空き家特措法というのができまして、その後私たち建設部と空き家の対策を所管しておりました市民総務部で協議いたしまして、対応を行っていたという状況でございます。

本来でしたら、空き家調査が、その後のまず第1段階として行う一番最初のスタートラインなのかなと思っていました。それを行ってから空き家の実態を把握してから、今私どもの行っております空き家バンク制度とかというのを、本来はその次のステップの施策という認識でございます。ただ、空き家バンクを今先行して行っておりますので、あと、この調査を行って空き家の実態を明らかにしていくという、少し追いついてきたのかなという感じでございます。

- ○山本委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。私も、9月議会でいろいろ空き家について、ご質問いたしました。特に、空き家の調査をしていただいたものを、きちんと計画書を出していただきたいということもお願いしましたが、仙台市でも先日お伺いしたところ、住まいの活用相談というのを、無料相談で2か月に1回ずつ、様々な専門の方、例えば、司法書士だったり、行政書士、そのほか宅地建物の取引業界とか、そういった本当に土地建物に関する専門の方たちが、無料で今空き家を持っている方たちの無料相談をしている。当然、今空き家実態調査をしていただいて、空き家の数が、状況が分かりましたというときだけでなくて、並行していただいて、できれば住まいの活用相談というのを、空き家を持っている方、管理している方が、どうしてどこに相談していいか分からないという部分もありますので、ぜひ並行していただいて、住まいの活用相談というのもやっていただければ、数が分かった時点で、さあ、どうしましょうと言うよりも、並行してどういった方が、どういった悩みを持っていらっしゃるのかというのが分かることも、次のステップに当たるに対して、大変有効ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 お答えします。

空き家の問題というのは、全国的に非常に重要な問題になっております。それから、市民の 方からも電話でお問合せもありまして、空き家に対してご相談とかも、我が課で受けている 次第でございます。

今回、この調査、委託業務が終わりましたら、本来でしたら、全庁的な空き家対策の組織をつくって、この次のステップとしては外部の有識者と何か協議会をつくって、施策につなげていくとかが、本来のオーソドックスなやり方ですので、全庁的な取組をまず進めていきながら、1つの課、2つの課だけでは空き家問題というのは解決できなくて、福祉だ、教育だ、全ての分野にまたがることがございますので、全庁的な対策を進めていくように努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。(「よろしくお願いします」の声あり)

- ○山本委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 まずは、遅参して申し訳ございません。

資料No.5の議案第73号地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例改正ということで、これは国の法令が改正になったからということで、文言の訂正になったのかなと思うんですけれども、結局条例を利用して、今まで塩竈市としてはどういった減免措置を講じてきたのか、その実績等をお聞かせください。

- ○山本委員長 高橋商工港湾課長。
- ○高橋商工港湾課長 こちらにつきましては、事業者が事業計画、法律に基づいて事業計画を作成して、それが宮城県が承認するということになります。それの承認した事業者が投資したことで、固定資産税の課税免除を受けられるということでございますが、今のところ市内の事業者で、県の承認を受けたという事業者はございません。ゼロでございます。
- 〇山本委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 今回、こういった文言訂正になったわけですけれども、今までずっとこういうものがありながら、地元企業の経済活性化というか、だんだん衰退している中で、何もこういった方策を、せっかくものがあって講じていかないというのはどういうことなんですか。結局、今回のコロナでもそうですし、東日本大震災のときは、一応震災復興絡みの特区方式で、固定資産税の減免措置というのはあったわけですけれども、そういったものはなくなってきて今回のコロナにおいても、当然市としてこういうものが前からあるのであれば、何らかの救

済措置を講じていかなければ、私はいけないのではないのかなと。給付金を差し上げることも、それはそれで結構だとは思うんですけれども、そういうことが必要なのではないかなと。それと、例えば水産加工屋さんがどんどん辞めていっている。工場が空く。そうすると、空いた工場を買われた方がまた再開、何か仕事をしようとするときに、空いた工場を買った方に対する、先ほども固定資産税の減免措置とかということも、やはり企業の支援策になっていくんじゃないかなと、新規の、参入する方です。そういうことを、せっかくこういう制度があるのであれば、どこから補助金が来ないとやらないでなくて、やはりそういった対象となる事業を計画して、補助金を申請してもらうということを考えていかないと、棚ぼた式で支援、メニューが出てくるのを待っていたのでは、遅きに失する。大体、そういうところを、もうちょっと的確にやっていかないと、やはり塩竈の経済、どんどん衰退していくのではないかなと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

- ○山本委員長 高橋商工港湾課長。
- ○高橋商工港湾課長 ただいま、委員がおっしゃったとおり、これまでも復興特区ということでこちらの条例につきましては、設備投資から3年、投資額が1億円以上、食料品製造業につきましては5,000万円以上の投資が必要だということでございます。これに対しましては、復興特区については、課税免除が5年間受けられるということで、そちらのほうが有利だったということで、皆さん、そちらの制度を活用したのではないかと思っております。

復興特区でなくなった以降につきましては、こちら県の基本計画というものが、今5つ作られておりまして、その中でものづくり基本計画だったり、農林水産計画だったりということで、それに基づく事業者が事業計画をつくることになっております。市といたしましても、こちらの制度、なお活用に向けて周知してまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

- 〇山本委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 今、課長おっしゃったように、復興特区のやつは5年。5年で消えるの分かっているんだったら、その次の年から、何かを考えるのが役目じゃないですか、仕事じゃないですか。そう私は、思うんです。ただ、思考能力が低下しているのかなと思いますよね。昨日、潰れないお店というのテレビで6時半からやっていましたけれども、群馬県桐生市ですよね。昔はにぎわっていたまちなんですが、どんどん衰退していっている。銀だこの社長が桐生出身で昔、そこにいたときにお母さんと一緒に焼きそば屋やっていた。桐生は見渡すと、炭水

化物、だんごであったり、ラーメンだったり、うどんであったり、そういう結構おいしいものがあると。それを中心にまちづくりしようということを提案して、でか盛りという一つの炭水化物のまちということ、でか盛りということを提案して、市内の事業者が14社かな、参加してフェスティバルやったということが、テレビでやっていましたけれども、そのときにもやはり老舗と称する30年、50年、70年やっている飲食店屋さんが、ずっと代々受け継いだところから一歩も出ない。新しい考え方をしていなかったというところで、結局半年ほどの間にでか盛りのどういうものがいいのかと、ビジュアル的にもおいしさ的にもということでやったときに、結局30年、40年、2代目、3代目を継いだ方が改革ということをしなかったために、自分たちが新しい店をつくるときに、非常に苦労している。自分の切り替えができなかったということもあったわけ。

まさしく、塩竈市はそういう状況に陥っているのではないかな。やはり市長も替わったことですし、職員の皆さんも頭を切り替えていかないと、やはりせっかく市長が替わって、皆さんの意見をどんどん取り入れてするときに、皆さん自体が新しい意見が出てこない、アイデアが出てこないのでは、塩竈市はよくならないわけですよね。もっとスピード感を持って、いろんなことに取り組まなければ、アイデアをどんどん出していただきたいなと、若い方々、中心でプロジェクトチームはつくっていますけれども、そういった方の努力も必要ではありますけれども、さらに20年、30年と役所にいて管理職を務めている方々の頭も柔らかくして、発想の転換をしていかないと、まちとしてはよくなっていかないのかなと、今の答弁で感じました。やはり、思考回路がちょっと停止しているなということで、そういうところをしっかりと反省していただいて、こういった制度もあるんだけれども、生かすことをどうして考えないんだろう。

私はやはりもらう立場、事業者ですから、なくなったから、あれはもうどうしようもないなと、今回、震災後でも辞めた工場買って、また新規の事業始めるという人もいるわけです。 そういった方に対しても、やはり億単位の金で買い取った、固定資産税の減免措置もないですかねという、相談も受けたことあったんです。何もこういうこと知らなかったので、それとやはり役所が打って出ていくという姿勢を示さないと、新規事業者が育っていかないのかなと思いますので、そこのところを真剣に考えていただけないかなと思います。いかがですか、市長。

○山本委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 志賀委員がおっしゃるとおりだと思っています。市役所に入って1年数か月たちますが、その辺の職員の方々の感覚の差というところが大分あるし、多分議員の皆様とも相当乖離があるだろうと思います。最近、いろいろ分析しておりますが、データ的な分析よりも、市民の方々の反応とかお声を聴かせていただくとスピード感、やはりそこが大分乖離している部分があろうかと思っておりますし、いろんな公共事業とか政策とか見ても、やはり今までだと、問題の先送り、先送りにして、厄介な問題は前に、前に送ってやっているというのは多々見えまして、それをどうやって埋めていくかということ、が重要なんだろうと思っております。現場に行けば、いろんな声というのはただで教えていただけるわけですから、しっかりと現場に出向いて、皆様方の今の実情を、お声を聴かせていただくことが、今、市役所には一番求められていることだろうと。

その次の段階としてどうするんだということだと思います。前例主義にとらわれず、やはり 現状に合った形での対策、そしてその先を見据えるような考え方が出てくるようになれば、 今、志賀委員がおっしゃるような動きに、連なっていくのかなと思っておりますので、私を はじめ、市役所はそういう認識を再認識させていただいて、しっかりと務めていくように、 努力し続けてまいりたいと思います。

- ○山本委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 しっかりとお願いしたいと思います。

同じ資料No.5で32ページ、先ほど浅野委員からもご質問ありましたけれども、空き家実態調査ということで、今回やっとこういう具体的なものが出てきたわけですけれども、私は震災後平成23年に議員になったわけですけれども、その頃からインバウンドというのは盛んに言われていて、そういったものを取り組むためには、私は空き家調査というのは絶対的に必要だろうと思っていましたので、当時、産業部次長に空き家調査したほうがいいよと、そうですね、そう言われた、言ってたんです。でも、それから9年たっている。

それで、折に触れて、私は空き家の対策、実施したらどうなんですかというと、何か聞いてきました、今やっています、今やっていますという話で、何かやっているのかなと思っていたわけです。ところが、今回の資料を見て、水道からチェックできる。なるほどね、私、そこまで頭及ばなかったものですから、ここで分かったのならなぜ9年間かかったのかなと、逆に不思議に思う。それはさっき申したように、役所の方々の思考回路が停滞しているんだろうと。8年たってやっと動き出して、こういう水道メーターからでも出るということがで

きるんだと、何でほっといたんだろうということで、非常にそういうところでのスピード感が、全くいろんな世の中の動きからずれているのかなと思いますけれども、これをやったらやはりスピード感を持って、次々と進めていただければなと思います。

それと、先々月かな、山形の上山、NPO法人で空き家、空き地の利活用を取り組んでいるんですね。その中に、市と県が入って、三者で積極的にこの事業に取り組んでいこうという記事が載っていました。ですから、NPO法人という手もあるんだ、何でもかんでも役所でやるんではなくて、民間がそういうことに取り組んで、積極的に利活用を促していくことによって、そういったことが可能なんだなということを分かったわけですけれども、民間がやるだけじゃなくて、行政からの応援がないと、これもまた実施は難しい事業だろうと思いますが、いずれにしろ、根本的なこういう空き家のデータというものを、役所がいかに整理するかということにかかっているかと思いますので、できるだけ早く目標を定めて、明らかにデータの整理を終わらせていただけないかなと感じているわけですが、定住促進課長としては、どのぐらいの目標で取り組まれるのか、お聞かせください。

- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 お答えします。

志賀委員おっしゃるとおり、この計画調査というのが本来のスタートラインだったのではないかと思っております。この全体像が分からなくて、次のステップというのは行けない状況なのかなと思いまして、今回、初めて市内の空き家の状況を明らかにして、今後の次のステップにつなげていきたいと。この調査を踏まえて、本来でしたら空き家計画というものをつくると。外部の有識者の方と協議会等つくってそこで議論して、また今志賀委員おっしゃったような、NPO法人のような民間団体の方が活躍していただいて、不動産の売買等もかかりますので、それが本来の形なのではないかなと思って、それを行政である私どもがサポートしていくと、市内の家屋なり土地の動きも活発になるのではないかと思いますので、その辺もいろいろ先進地を勉強させていただいて、次のステップにつなげていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○山本委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 私の質問に対する答えはないよ、いつまでにやるのという話。
- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 この補正予算をお認めいただきましたら、その2業務、すぐ発注させてい

ただきまして、できれば年度内には調査を終わらせていきたいと思っております。

- ○山本委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 極端なことを言いますと、3か月あれば塩竈市内全部歩けるんですよ、1人で。私は歩いていますので。そうすると、郵便受けにチラシがいっぱいたまっている家は、確実に空き家なんですよね。それだけでも分かるわけです。見た感じで歩いていると、あそこ空き家だなと分かります。それは、当然市長も経験されていると思いますけれども、そのくらいの勢いがないと、また外注して調査待ってますというのだと、ちょっとかったるいのかなと。自ら汗かいてやることも必要だろうと私は。そうすると、空き家というものはどんな状況なのか実感しますから、皆さんも。そうすると、これは早くやらなきゃならないなと思っていただけると思います。私は、塩竈市内3周しています。見るたび毎年増えています、空き家が。そういう実態を、私は見ているので、だから、ずっと騒いでいるわけです。そこをスピード感を持って、念押しします。よろしくお願いします。
- 〇山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 それでは何点かお尋ねしたいと思います。資料№3で5、6ページのところです。 21款諸収入ということで、ここに189万円ですか、計上されている。差引きになります。それ で、先ほど海岸通再開発事業支援補助金の返還等と2つあるようですが、この返還について の内訳、教えてください。
- ○山本委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木都市計画課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、2つの項目ございまして、さきの8月協議会にご報告しております補償費にかかりますところの補償対象外となったもの、こちらにつきましてが265万円ございます。それともう1点が、11月の協議会にご説明させていただきました子育て支援施設に水道加入金の関係です。こちらで24万円でございます。こちらの総額、合わせて289万円でございますが、それぞれ5分の4、5分の1と仕分けた形で、予算を計上させていただいているという形でございます。

以上でございます。

- ○山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。海岸のほうの子育て支援施設は、うみまち保育所となって事業が再開されていますが、結局24万円というのは何だろうな、保育所自身が、新しい保育所が加入

金として持っていたのか。あるいは、そのまま海岸再開発に移ったのか。その辺の経過だけ 教えてください。

- ○山本委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木都市計画課長 お答えします。

当初、補助申請をする際には、新規に加入金が発生するということで、こちら実績見込みということで、補助執行させていただきました。その後、整理の中で、一方で廃止されます新浜町保育所の加入権移行する形で、精算が今できるということで、いわば多く補助金をお渡ししていた形になりましたものですから、返還をいただいたというのが24万円ということでございます。

以上です。

- ○山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。そのほかの補償費ですか、協議会等に報告されたということですが、 265万円、これは中身としては何となく分かる気もするけれども、もう1回それ確認を教えて いただければと思います。
- ○山本委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木都市計画課長 概略をお答えさせていただきます。

個人名になってしまうんですが、区域内の茶舗、お茶屋さんですね。こちらに対します補助 執行の過程で、現状はご覧のとおり1番地区に仮設店舗設けられてございますが、それ以外 のところに借りますという形で、当初手続は進めておりました。最終的には、区域内の新し く建てた建物の中で、仮設店舗も設けられましたので、そこで発生した差額分をお返しいた だいたというのが内容でございます。

以上でございます。

- 〇山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。

そこで、前にも実は産業建設常任委員会で一定の調査を行った中で、三者協議というんですか、県と塩竈市と組合さんの関係でやってきたんですが、特に12月の時期が一つの隘路となっているようですが、経過だけお聞きしたいと思います。

- ○山本委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木都市計画課長 お答えいたします。

こちら、11月協議会にご報告させていただいた内容、繰り返しになりますけれども、第1回の三者協議が8月21日にございました。その後、様々なプロセスを経まして、事務折衝ということで、まずは皆さんお集まりいただく前に、公社さんも含めました事務畑の打合せを何度かやっておりましたけれども、その中で、解決に向けた方向性を見いだしていこうというところではございましたが、補助金に関します10月9日付で、支払ったものに対する既払いの補助金に対する請求書が、組合から到着したという、勘違いにかかるものではございましたけれども、市といたしましては非常に厳し過ぎる内容かなというところで、止まっているというのが実情でございます。さりとて、このまま放置できるものではございませんので、近々2回目の会議の開催できますように、今後県と整理しまして、フェーズを変えていくというところについても、市で検討させていただいておりますので、その辺、併せまして進捗が出ましたら、ご報告させていただきたいと思っています。

以上です。

- 〇山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 ということは、まだ三者協議、第2回目はまだ至っていないと捉えてよろしいのかなと。なかなか12月までの一定の何ていうんですかね、いろいろな事業の折り合いをつけていくという点で、厳しい側面も見受けられますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

この件は、まず1回終わります。

それから、同じ資料No.3の9ページ、10ページのところで地域おこし協力隊ですか、予算上の関係で、第2回も当然若干説明がございました。2名募集して1名自己退職と。いろんなノリの繁忙期等で、募集困難だということですが、それは理由は分かりましたけれども、1名の自己退職、理由、分かる範囲でどういう事情で辞めたのかと確認させてください。

- ○山本委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木水産振興課長 お答えいたします。

自己都合ということで、1年浦戸で、桂島でノリの養殖の作業に従事されたんですけれども、 なかなか本人がイメージしたものと実態が異なったということで、自己都合で退職なさった と伺っています。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。今後、引き続きの支援は何らかの形で必要でしょうから、今回のやはりイメージとちょっと違ったというところは、あるのはそのとおりなのかもしれませんので、今後の教訓課題として、ぜひ円滑に進められていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、資料No.5の、先ほど浅野委員が清掃工場についての関係で、様々前段の質疑がございました。それで、図面等、このとおりだと思うんですが、私が懸念しているのは、特にごみの量が多くなる年末に出しちゃう、あるいは、年始にも結構出るんですよね。ごみの量が通常の2倍、3倍くらいという感じなんですよ。どうしても、休みで。その辺の関係で、今は交流直流で、何とか送風機を動かしているけれども、ほぼ息切れ状態というか、そんなふうに捉えてよろしいのかなと思うんです。

問題は、替えるということは必要、それは分かりましたけれども、そういったごみの量との 関係で増えた場合に、非常に負荷がかかるのか、かからないのか。その辺のスムーズなごみ の清掃の対処が、十分足りるものなのかどうかだけ、確認させてください。

- ○山本委員長 木村環境課長。
- ○木村環境課長 今回、誘引送風機の部分につきましては、排ガスの排気の関係になってきます ので、ごみの量というのは直接的には関係ないのかなとは思っております。ただ、誘引送風 機自体にかかる負荷というのは、常にかかっているような状況になっていると思いますので、 その辺、気をつけて見ていきたいと思います。
- ○山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。排ガスを煙突から送風するという役割ですね。ひとつ、その辺は十 分注意を払っていただいて、よろしくお願いしたいと思います。

それから、資料No.5の29ページのところで、浅野委員も質疑したので、確認までです。先ほど、前段のところでお聞きになったので、併せてお聞きしたいのは今回の補助ですか、4そう分ということですけれども、差し支えなければどの企業さんの船籍なのか。その辺を確認させてください。

- ○山本委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木水産振興課長 今回、予定しております船につきましては、いずれも塩竈市汽船漁業協同組合所属の遠洋カツオマグロ船となりますが、1隻がコダマ漁業株式会社、残り3隻がサトウ漁業株式会社を予定しています。

以上でございます。

- ○山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。そうすると、コダマさん、サトウさんのそういった企業さんで、何 そうずつ持っているのかね。分かりますか。
- ○山本委員長 鈴木水産振興課長
- ○鈴木水産振興課長 すみませんが、手持ちでございませんが、基本的に補助金は個人企業ではなく、水協法に基づく組合からの申請という形になりますので、先ほども浅野委員にお答え申し上げましたが、塩竈市船籍で該当する船につきましては、マルケイさんが全15隻、宮城県近海底引き網漁協におきましても15隻、計30隻、現時点において補助対象の船となっている状況でございます。よろしくお願いします。
- ○山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。水協法に基づくものとして、今回申請したということ。そうすると、これ私の素人的な考えでよろしいのかどうか、分かりませんけれども、塩竈の汽船底引きとか、そういう水協法に基づく船が対象だよということは分かりました。それで、例えば私の素人の考えだからね、当たっているかどうか分かりませんけれども、例えば漁船誘致で県外から来ますでしょう。県外から。そういう船に対する、例えばですよ、AEDの助成だとかというのは対象、そっちの補助なんかの、例えば政策を誘導的に行うということは可能なんですか。
- ○山本委員長 鈴木水産振興課長
- ○鈴木水産振興課長 お答えいたします。

まず、漁船乗組員救急救命推進事業につきましては、宮城県の市町村振興総合補助金を活用させていただきながら、市も4分の1相当額を補助するという制度から始まっております。 その制度趣旨から申し上げますと、他県船籍につきましては、対象外という現状となっております。

以上でございます。

- ○山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。今後、いろいろ課題の中で、ぜひその辺のサポートがあればなと思ったものですから、よろしくお願いいたします。

32ページのところでは空き家対策、分かりました。それで、浅野委員からも、例えば定住促

進課長さんからも回答がありましたけれども、空き家バンク制度というのがあるでしょう。 その空き家バンク制度は一体どのくらいの、年間バンク登録するのか確認させてください。

- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 空き家バンクでございます。空き家バンクについては、令和元年度から取組しておりまして、元年度につきましては2件の登録がございまして、1件売買成立、1件が取り下げという状況でございます。今年度につきまして、今、1件の登録のみとなっておりまして、あまり、1件、2件の登録で推移しているという状況でございます。
- ○山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 実績は分かりましたけれども、年間どのぐらい登録の見込み、あるのか、確認させていただきたいと思うんです。
- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 なかなか、空き家バンクが動いていないというのが、私どもの課題でございまして、本当に売れる物件というのは、直接不動産の方々が売買にかかっていますよと。ご相談に来るものにつきましては、なかなか使い道がないような、古いものばかりがご相談いただいているという状況でございますので、どういったものの空き家バンクに登録というが、今回の調査の中で利用活用が空き家の数が判明しましたら、そこにいろいろ手紙なり、文書なりを出しまして、利用の促進を促していきたいと考えています。
- 〇山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 私の認識では、たしか空き家バンクの制度は年間5件ぐらいではなかったですか。 登録としていいというやつは。
- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 目標については、そのぐらいの目標にしてございます。
- ○山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 ということは、今1,640件。これはこれでいいと思うんですけれども、先ほどNP Oの話も出ましたが、仮にこれを実際に空き家をきちっとした登録で、しかも不動産の方も 入るのかな。一定の手続料もかかると思うんですけれども、実際に今の制度でそれを登録を して、これきちっと使えるものとして対応できるようなバンク制度になっているのかどうか。 例えば、いいですよ、1,640件、これから調査しますと、改めて。だけども、年に5件ぐらいでしょう。そうすると、登録そのものも自身できなくなっちゃうんじゃないかと。せっかく、

制度があってもですよ。その辺の対処方について、何らかの方策あるのかどうか、お聞きしたいと思います。

- ○山本委員長 鈴木定住促進課長。
- ○鈴木定住促進課長 空き家バンク、非常に難しい状況でございまして、行政がどこまで関わるか、関わらないか、また不動産売買ですので、個人の資産の絡みでございますので、行政が間に入ることによって、ワンクッション増えるということで、それが当然持ち主の方の安心感につながっているのかどうか、まだ分からないんですけれども、それでなかなか具体的なご相談も含めて、問合せもあまり多くない状況でございます。
- ○山本委員長 荒井建設部長。
- ○荒井建設部長 これまで、行政の動きが遅いというご指摘もたくさんある中で、確かに実績が 1件しかないということは、制度上何かあるんじゃないかというのは、当然のことだと考え るものだと思います。今、空き家バンク制度、平成30年度に出来上がった制度でありますか ら、例えばこれもう2年から3年たとうとしている中で、制度そのものというのは利用者、 所有者の希望の方が、いらっしゃるのを待つような制度になっているというのが、確かにこ の制度の実施要綱になっているというのは、私も承知しています。こういうところが、待て ど暮らせどいつまでも来なければ、全然この制度を生かせないということがあるかと思いま すので、まず制度がどこまで周知されているのかというところの認識、市民の皆様に、そう いったところを周知していくというのが、まず一つあろうかと思います。

もう一つは、今回の調査で出てきたデータで、それを積極的にこちらでどう活用できないかということを考える。その中で利用者、あるいは、申込者を促進していくという仕掛けを、考えていきたいなとは思います。確かに、今、データ的に何も持ち合わせていないという、本市にとって空き家対策というのは、少し出遅れている感がありますけれども、まず実態調査を見ながら、同時にやれるものはもちろん、浅野委員からお話があったように、やっていきたいと思いますが、基本的にマッチングというのも大事になってきますので、きちんとデータを集めて、それをどういう仕掛けで周知し、利用者の方々にご理解いただいて、申込みが増えていくかということを、模索させていただこうと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 これは、定住施策として非常に大事な柱になるんですよね。もちろん、若い方々は

新しいマイホームというものに夢をかけるから、新しい家を求めてということもありますが、一方でそうもいかないと、多少古くてもマイホームとして購入したいという思いは、結構あるんじゃないかと思うんです。だとすると、やはりそこら辺のせっかくの対象物件が、1,640あって、どのぐらいの精査になるか、よく分かりませんけれども、やはりこれは今後の定住政策の大事な柱として、ぜひ位置づけていただいて、次期長総の中にも入れていったほうがいいのかなと、私は思っているんです。ですから、ぜひ空き家バンク制度、5件だけでは確かに、これはやはりなかなか難しいのかなと思いますので、先ほどの浅野委員おっしゃったように、志賀委員からも話があったように、NPOとか司法書士の皆様と、そういう一人一人の個人所有の問題がありますから、そこは丁寧にデリケートに扱っていただいて、安心して、やはり登録していただく仕組みづくりを、一方で志向するというか、それはぜひ今回の調査を踏まえてやっていただきたいと思いますが、その辺いかがなものでしょうか。

- ○山本委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 ありがとうございます。まさに、おっしゃるとおりだと思っています。せっかく、 1,640件という空き家について、出てきておりますので、私としては、先日この件についても、 部長はじめ関係課長とも話をしましたが、持ち主の方が、ご自分の財産をどのようにお考え になっているのか。まずは、意向を聞いてみることができるのは役所だろうと。逆に言うと、 役所しかできないだろうと、話合いでなりました。そこで、例えばアンケートを取ってみる とか、そういう形で、今後のご自分の財産をどのようにお考えになっているのか、まずはアプローチしてみる必要性があるんじゃないかなと考えております。

というのも、やはり空き家とか空きビルとか、町の中心部にも目立ってきておりますので、 そういったところに浮浪者の方が住みついたり、不具合が生じてきている事例が、大分出て きております。そういった実情の中では、やはり行政がしっかり、持ち主さんに連絡を取れ るのは行政だけでございますので、そういったことも含めてしっかりとデータを基に、持ち 主の意向確認をさせていただいた上で、どういう形がマッチング、空き家バンクにつながっ ていくのかも含めて、検討させていただきたいと思います。

- ○山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、4番の議案第79号です。下水道の企業会計についてやります。先ほどの説明で現金 が伴わないということで、3ページのところでいろいろと補正予算額が計上されております。 これを含めてそういうことで、いわば現金収支伴わないものですよということは分かります。 それで、前回の協議会で、下水道事業における総資産というものについて触れられておって、 塩竈市下水道事業における総資産額が745億円、これでよろしいんでしょうか。前回、そんな ふうに聞いたので、確認だけさせてください。

- ○山本委員長 星下水道課長。
- ○星下水道課長 伊勢委員にお答えいたします。

伊勢委員のご質問のとおりでございまして、745億4,801万7,000円が本市の下水道総資産ということになっています。よろしくお願いします。

- 〇山本委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。これから新たな企業会計の中で、総資産、あるいは、損益計算書、 貸借対照表なり損益計算書という形で出てくるとは思いますので、ぜひしっかりと資産の状 況について、あるいは、損益について議会の側にも示していただいて、今後の決算、もちろ ん決算審査になると思うので、その際には丁寧なご説明や資料について、十分提供できるよ うに準備していただければと思います。

私からは以上です。

- ○山本委員長 星下水道課長。
- ○星下水道課長 伊勢委員からご質疑というか、ご意見いただきましたように、決算委員会に向けまして、きちっと書類を整理させていただきまして、適正な決算に努めていきたいと心がけておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山本委員長 ほかにご発言ありませんか。 (「なし」の声あり)

暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。(「なし」の声あり)なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第73号及び第74号、第77号ないし第79号については、原案のとおり可 決することに賛成の方の挙手を求めます。

#### [賛成者挙手]

○山本委員長 挙手全員であります。よって、議案第73号及び第74号、第77号ないし第79号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時55分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 山 本 進